



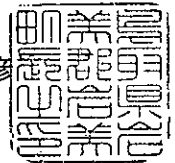
岩美町公告第10号

## 入札公告

業務の入札を行うので、岩美町財務規則（昭和62年岩美町規則第1号）第130条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月23日

岩美町長 西垣 英彦



### 1 業務の概要

- (1) 業務名 平成30年度岩美町ごみ収集運搬業務（11月から3月）
- (2) 業務場所 岩美町内一円
- (3) 業務概要 岩美町内の家庭等から排出される一般廃棄物及び事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物の収集
- (4) 業務期間 平成30年11月1日から平成31年3月31日まで

### 2 入札参加資格に関する要項

- (1) 岩美町財務規則（昭和62年岩美町規則第1号）第128条に該当する者でないこと。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条（昭和46年政令第300号）に規定する一般廃棄物の収集運搬及び処分の委託の基準を満足すること。

なお、基準を満足することとは、次のイ及びロのとおりとする。

イ 受託者が受託業務を遂行するに足りる財政的基礎を有することとは、次の合計が5,000万円以上であることをいう。

- a 自己資金
- b 融資証明書
- c その他

ロ 受託者が受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることとは、次のa, b両方に該当する者をいう。なお、a, bに該当する者は、申請者本人又はこの業務に直接従事する者であること。

- a 公告日時点で岩美町内に住所（法人にあっては、登記された主たる事業所（本店））を有する者。
- b 以下の①又は②に該当する者。ただし、②については過去5年間において業務の経験年数が2年以上あること。

①岩美町において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に規定する一般廃棄物収

集運搬業の許可を受けた者(ただしし尿・浄化槽汚泥に関するものは除く)。

②岩美町又は他市町村において自治体が委託若しくは直営で実施する継続的なごみ収集運搬業務に従事した経験を有する者。

### 3 入札参加資格確認申請及び資格の確認等

(1) 入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書及びその他必要な書類(以下「書類等」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間 平成30年3月23日(金)から平成30年4月3日(火)までの土曜日及び日曜・祝祭日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所 岩美町環境水道課

ウ 提出方法 持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

エ 申請書等の用紙の配布

岩美町役場環境水道課において本公告の日から希望する者に配布する。

また、岩美町公式ホームページからも入手できる。

オ 提出書類 (1)平成30年度岩美町ごみ収集運搬業務委託入札参加資格申請書(様式1)

(2) 2 入札参加資格に関する要項(2)イを証明する書類(資金計画書)

…金融機関の証明書等

(3) 2 入札参加資格に関する要項(2)ロを証明する書類

…aについては、岩美町に住所又は所在地を有することが確認できる書類

bについては、一般廃棄物収集運搬許可証の写し又は業務を受託したこ

とが確認できる書類(従業員又は職員であった場合は、事業主の証明書)

カ 提出資料に関する問い合わせ先

〒681-8501

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1

岩美町環境水道課 環境係

電話(0857)73-1567

FAX(0857)73-1524

電子メール:kankyou@iwami.gr.jp

(3) 提出期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた場合は、入札に参加することができない。

(4) 入札参加資格の確認結果通知は、平成30年4月5日(木)までに通知する。

### 4 業務内容について

別紙委託業務仕様書のとおり

## 5 設計図書の閲覧

- (1) 閲覧場所 岩美町環境水道課
- (2) 閲覧期間 平成30年3月23日(金)から平成30年4月6日(金)までの土曜日及び日曜・祝祭日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

## 6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年4月9日(月)午前9時00分
- (2) 場所 岩美町役場2階会議室

## 7 最低制限価格の設定

最低制限価格 設定

## 8 入札執行について

- (1) 持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載のこと。
- (3) 代理人をもって入札しようとする者は、必ず委任状を提出すること。
- (4) 入札者は、提出した入札書の引換、変更又は取り消しをすることができない。
- (5) 入札者は、入札書の記載事項につき抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額については、抹消、訂正又は挿入することができない。
- (6) 入札回数は、3回までとする。
- (7) 再度入札において、前回の最低入札金額(最低制限価格未満の入札金額を除く)以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 入札終了後、落札者は、課税事業者又は免税事業者であることを明記した届出書を提出すること。

## 9 開札

開札は、入札の終了後直ちに入札者の立ち会いのうえ行う。

## 10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格を下回った入札を行った者は落札者としない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退できない。

#### 1.1 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

#### 1.2 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに岩美町財務規則第137条の各号に該当する入札は無効とする。

#### 1.3 入札及び開札の中止及びこれによる損害に関する事項

次の場合は、入札及び開札を中止する。また、これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

- (1) 明らかに談合等の事実が確認された場合
- (2) 天災その他やむを得ない理由による場合
- (3) 入札者が1者だけの場合

#### 1.4 支払条件

- (1) 前金払 なし
- (2) 部分払 委託契約金額の1/5を月額委託料として収集運搬業務完了月の翌月10日までに支払うものとする。

#### 1.5 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令及び岩美町財務規則に定めるところによる。
- (2) 契約成立後、この公告に記載されている要件に違反していることが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (3) この入札における入札減率を、以後4年間及び平成35年度の4月から10月(7ヶ月間)の随意契約に適用する。